

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年11月12日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2100255 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2100051 号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月1日の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

平成21年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成21年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年12月1日

請求期間においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにもかかわらず、請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、請求者から提出された預金通帳及び請求期間に係る同僚の賞与支払明細書（以下「支給及び控除資料」という。）並びに請求期間に係る同僚のオンライン記録により、請求者は請求期間にA社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

したがって、支給及び控除資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成21年12月1日の標準賞与額を60万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月1日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについ

ては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2100225 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2100052 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 10 月 24 日から昭和 52 年 7 月 16 日まで

私は、A社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は、昭和 51 年 9 月 7 日から同年 10 月 24 日までしかない。請求期間においても同社に継続して勤務していたので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に、A社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の者に照会したところ、請求者を記憶する者の回答から、期間は特定できないものの、請求者が請求期間に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、請求者が同僚として名前をあげた 2 名は、A社において厚生年金保険被保険者記録は確認できず、連絡先が不明であることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。